

# 御書の系年研究（その5）

——富木氏、四条氏への消息を中心に——

若 江 賢 三

はじめに

1 富木篇の諸抄

2 四条篇の諸抄

むすび

はじめに

本稿では、富木氏及び四条氏宛ての諸御書の系年を検討する。御書番号及び御書本文は『昭和定本日蓮聖人遺文』（以下、定本と略称）により、御書名の後の数字は『日蓮大聖人御書全集』の頁。注における引用御書の頁数は御書全集と定本とを並記した。

## 1 富木氏への諸抄

<199>観心本尊得意抄972

本抄の系年については別稿<sup>1)</sup>で論じたので、その要点を記しておく。本抄には真蹟がなく、写本としては平賀本があり、筆致は疑いなく日蓮のものである。本抄の系年は建治元年（11月23日）とされ、異論はなかった。本文末には

委細申シ度ク候ト雖モ、心地違例して候程ニ省略セ令メ候。

という表現があり<sup>2)</sup>、この時期の日蓮の健康状態を知る上でも、本抄の系年は非常に重要なポイントとなる。追伸には

( 2 )

帥殿ノ物語りしは、下総に目連樹と云フ木の候よし申シ候し。其の木の根をほりて、十両ばかり、両方の切目には焼金を宛てて、紙にあつくつゝみて、風ひかぬ様にこしらへて、大夫次郎が便宜に給候べきよし御伝へあるべく候。

とあり<sup>3)</sup>、「目連樹」に関する記述がある。「目連樹と云フ木の候よし」という表現は、伝聞として目連樹のことを知ったという事情を伝えている。一方、三宝寺本に「建治三年丁丑九月九日」と日付のある<261>松野殿御返事の追伸には  
追テ申シ候。目連樹十両計り給ハ候べく候。

と記されてある<sup>4)</sup>。これは目連樹を既知の物として記した表現である。つまり、得意抄の段階では目連樹を直に見ておらず、<261>松野抄の段階では日蓮も松野氏も共に目連樹は知っていたことになる。前述のように、本抄の本文末尾には「心地違例して」とあり、日蓮の体調が不良であった状況が記されている。本抄の執筆の後には、しばらく筆が執れなかったのではないかと推測される。本抄を仮に建治2年(11月23日)の執筆とするなら、その前後の半年ばかりの間、御本尊の執筆も知られておらず<sup>5)</sup>、その時期に適合する。ところが、建治元年とするならば、11月に1幅<11>、12月に2幅<28><30>の御本尊書写が為されており、この時期にはさほど健康上の問題なかったと見られ、本抄執筆時としては適合しない。よって、本抄の執筆は(建治元年ではなく)建治2年の11月23日であったと見られるのである。

#### <389>富木殿御返事978

本抄には真蹟が5紙が完存し、昭和定本では系年を、弘安3年、或いは建治2年(11月29日)としている。冒頭には「鷲目一結」の供養が記されており、もし建治2年とすれば、前述の得意抄と時期がほぼ重なることになる。しかし、真蹟の花押はボロン字であり、故に山川智応氏が弘安3年と改め、定本もこれを継承した。しかし、花押の上の署名の蓮のしんにゆうがV字型になっており、小林正博氏<sup>6)</sup>等が指摘するように、弘安4年としなければならない。

## &lt;310&gt;常忍抄980

本抄（10月1日付け）の系年については、従前建治3年とされたが、花押がボロン字であることから、弘安元年以降でなければならない。本抄については既に岡元鍊城氏<sup>7)</sup>が考察しており、本抄中に

かしまの大田次郎兵衛・大進房、又本院主もいかに申すぞ。

とある<sup>8)</sup>「太田次郎兵衛」とは弘安2年（10月1日）の<343>聖人御難事に

太田親昌・長崎次郎兵衛ノ尉時綱・大進房が落馬等は法華経の罰のあらわるゝか。

とある<sup>9)</sup>「太田（親昌）」と「長崎次郎兵衛ノ尉時綱」のことを指しており、聖人御難事と本抄とが同じ日の夜に書いたものと理解した。両抄とも真蹟が完存しており、岡元氏の考察は正しいと思われる。花押は全く同じとは言えないが、同日に記されたことを否定するほどの違いは見られず、本文中の筆の勢いについては全く同じと言ってよく、墨の濃淡の具合も似ている。本抄は駿河の地の緊迫した状況を伝えており、弘安元年か2年のものであることは疑いない。もし弘安元年とするなら、10月初旬は日蓮の病状が危機に瀕した時期であり<sup>10)</sup>、とても筆をとれる状況ではなかった。もちなおすのは閏10月中旬頃である。よって、本抄執筆時は弘安元年ではなく、弘安2年と確定することができる。

## &lt;335&gt;四菩薩造立抄987

本抄には真蹟がなく、本満寺本があり、文末に「弘安二年五月十七日」と日付けが記され、この系年に疑いがもたれることはなかったようである。しかし、本抄中に

日本国に数万の寺々を建立せし人々も

とあり<sup>11)</sup>、日本の寺院数が記されていて、本抄執筆の時点で日蓮は、日本の寺院数を「数万」と認識していたことがわかる。日蓮が用いた「数万」とはどういう概念であったのか。これを明らかにすれば、四菩薩造立抄の執筆年が明らかになるはずである。

前稿<sup>12)</sup>で考察したように、弘安2年11月以前では、<354>中興入道消息で

( 4 )

は、日本の寺院の数を「十七万一千三十七所」と認識しており<sup>13)</sup>、それより前に記されたと見られる<168>神国王御書には

漢土の寺は十万八千四十所なり。我朝の山寺は十七万一千三十七所。

とある<sup>14)</sup>。神国王御書には、鑑真が法華経と律を日本にもたらした時期について、以前のを修正して

人王四十六代孝謙天皇ノ御宇に律宗と法華宗わたる。

とあり<sup>15)</sup>、これを四十五代の聖武天皇の時代とした建治3年6月の下山抄よりも後の著述であったことが分かる。

一方、弘安3年1月27日執筆の<360>秋元御書には

日本国と申すは（中略）人数ハ四十九億八万九千六百五十八也。神社ハ三千一百三十二社、寺は一萬一千三十七所。

とある<sup>16)</sup>。この秋元御書以降においては、日蓮は寺院数を「一万一千」としていた。この認識は弘安3年5月の新池殿御消息、12月の諫暁八幡抄、弘安4年閏7月の曾谷二郎入道御返事においても同じであった。このことより、弘安2年の11月以前の認識を弘安3年1月において改めていたことが明らかである。

そこで、四菩薩造立抄にいう「数万の寺々」であるが、これは認識を改める以前の記述であったのか、それとも改めて以降の記述であったのかを確認しなければならない。

ところで、今日知られる限り、御書中にもう一箇所同じ使用例がある。それは、文面から文永10年（8月3日）の著述とわかる<127>波木井三郎殿御返事（日興本、重須本門寺藏）に

仏滅後二千余年、三朝之間、数万の寺々有之。

とある<sup>17)</sup>。この文永10年の時点では、インド、中国、日本に「数万の寺々」が建立されていた、という認識が示されており、これは上記の神国王御書や中興入道御消息とは明らかに違う。神国王御書では、日本も中国も共に寺院数は10万を超えているという認識が示されており、これと「三朝の間に数万の寺々これ有り」とも厳密にいえば合わないのである。一方、弘安元年9月著述の<307>本尊問答抄には

日本国中に数十万の寺社あり。

とある<sup>18)</sup>。したがって、「十七万」または「数十万」は建治年間——弘安2年の限定期間での認識であったことが確認される。弘安元年の時点での認識では、日本の寺院数は「十七万一千三十七」であったはずであり、これをに三千余の神社を加えて「数十万の寺社」と表現しているのである。この用例からすると、日蓮における「数十万」という概念は、現代人の「数十万」とは違っていた。ともかく、「数万の寺々」は「数十万の寺社」よりも一桁少ないのであるから、これが弘安3年に「一万一千三十七」に改めてより以降の認識に基づいた記述であることはほぼ明かであり<sup>19)</sup>、「数万の寺々を建立せし人々」の「数万」が、10万を超える概念でなかったことは確かである。以上の考察によって、四菩薩造立抄の執筆は弘安3年以降でなければならないことが知られるであろう。

次に本文末に

身の所労いまだきらきらしからず候間、省略せ令候。

とあり<sup>20)</sup>、5月17日の時点で体調がよくなかったことが知られる。弘安3年に系年を改めた5月2日付けの新池殿御消息<sup>21)</sup>に

此程風おこりて身苦しく候間、留候畢ヌ

とある<sup>22)</sup>。弘安3年であれば、この消息の15日後となる。風邪がすぐには治らないで、半月後まで続いていたとすれば、それは「身の所労いまだきらきらしからず」という表現にふさわしい。風邪の場合は病気といっても軽度の部類である。事実、弘安3年には5月8日に2幅<92><93>の御本尊が認められており、その後6月にも3幅<94>～<96>の御本尊が認められているのである。以上の検討から、四菩薩造立抄は弘安3年の5月17日の執筆であったことになる。

#### <367>諸経と法華経の難易の事991

本抄には真蹟10紙が完存し、系年は弘安3年（5月26日）とされ、疑われることはなかった。しかし、前述の四菩薩造立抄が、弘安3年の5月17日の著述であったとすれば、両抄は、同じ富木常忍宛てでありながら、わずか9日しか間

隔がないことになり、異例である。そこで、本抄系年を再検討する必要に迫られる。本抄末部には

仏法やうやく転倒しければ世間又濁亂せり。仏法は体のごとし、世間はかげのごとし、体曲れば影なゝめなり。

という言葉が記されている<sup>23)</sup>。そこで、本文の背景として、「体曲れば影なゝめなり」とある中の「影」に相当する弘安期における「世間」の状況について考察を加えておく。建治3年より全国的に大疫が流行し、これは弘安2年の春頃まで猛威を振るった<sup>24)</sup>。さらには建治3年頃より、日本はしばしば「けかち」に襲われる。あわせて第2回の蒙古襲来がいつ現実となるか分からない緊迫した国際情勢が続いていた。まさに疫病、穀貴、合戦という三災が集中していたのが弘安2年の夏までの状況であった。5月末の時点で見ると、弘安3年には、疫病は既に終息して1年以上経過しており、穀貴についてもほぼ平常にもどっていたと思われる。蒙古の脅畏については依然として続いていたが、三災のうち、二つは既に去っていた。このことを考えると、「影体曲れば影なゝめなり」という時期としてふさわしいのは、まさに弘安2年5月であったと言える。本抄はこうした三災のまっただ中で記されたという必然性が見えてくる。というのは、弘安2年夏の時点こそが「影なゝめなり」が決定的な説得力となる時であったからである。

このことを、真蹟の花押の検討によって検証しておきたい。本抄の花押(『日蓮聖人真蹟集成』以下『集成』と略称す。232頁)のアヌスヴァーラは蕨型でやや巻き型になっている。弘安2年4月23日の<414>陰徳陽報御書(『集成』4巻309頁)、同7月13日の<374>孟蘭盆御書(『集成』4-329)、前述の10月1日(『集成』3-130)の常忍抄等の花押に類似する。もし、同抄が弘安3年5月のものであるとすれば、弘安3年7月2日の<371>千日尼御返事、同9月6日<379>上野殿御書、10月24日の<388>上野殿母御前御返事等の花押に類似性が見出せるはずであるが、これらの花押とは趣きに違いがある。このことを考慮すると、本抄系年は弘安2年とするのが妥当と思われる。日蓮の眼は、自然及び社会現象そのものと、その背後にある根源の法たる仏法上の誤りとを見据えた上で、両者の

関係をズバリ「体曲れば影な、めなり」と指摘したということになる。

## 2 四條氏への諸抄

<228>四條金吾殿御返事1148（及び<220>四條金吾釈迦仏供養事1144）

四條氏宛御書の系年研究においてその拠点となるのが「正法をひろむる事は必ず智人によるべし」で始まる本抄である。本抄には真蹟はなく、平賀本があり、録内に収録されている。系年は日奥が建治3年、日通が文永11年（9月6日）とするのを除けば、日誦以降建治2年として定説化している。本抄では守護国界経巻10の内容を紹介して

仏言く、我滅後末法に入つて、又調達がやうなるたうとく五法を行ずる者国土に充滿して、悪王をかたらひて、但一人あらん智者を或はのり、或はうち、或は流罪、或は死に及ぼさん時、昔にもすぐれてあらん天変・地天・大風・飢饉・疫癘、年々にありて、他国より責むべしと説かれて候。守護経と申す経の第十の巻の心也。当時の世すこしもたがはず。（中略）殿いかなる事にもあはせ給ふならば、ひとへに日蓮がいのちを天のたたせ給ふなるべし。人の命は山海空市まぬがれがたき事と定めて候へども、又定業亦能転の経文もあり。天台の御釈にも定業をのぶる釈もあり。前に申せしやうに蒙古国のよするまでつゝしませ給ふなるべし。

とある<sup>25)</sup>。日蓮が、蒙古の再度の来襲を警告する文は、建治2年1月の清澄寺大衆中、3月の<211>富木尼御前御返事、閏3月の妙密上人御消息、4月の兄弟抄等、建治2年前半の御書に集中して多く見られる。「蒙古国のよするまでつゝしませ給ふなるべし」とある本抄もこれらに接続する時期に記されたと見るのが妥当である。上記のうち「人の命は山海空市まぬがれがたき事」という表現は建治3年1月に著されたと見られる<273>四條金吾殿御書<sup>26)</sup>にも表れ、そこには

今年かしくして物を御覧ぜよ。山海空市まぬがれがるところあらば、ゆきて今年はずぎぬべし。阿私仙人が仏の生れ給ひしを見て、いのちををしみしがごとし。をしみしがごとし。

( 8 )

とある<sup>27)</sup>。人の死は免れ難いものではあるが、強いて免れるべき所を見つけて、何としても生き延びることによって、時代社会の動きを見極めてゆくように、という思いが強調されており、恐らくは前引の<273>四条抄での記述の上に、さらに追加的にたたみ込むように記されたと思われるのである。従って、この<273>四条金吾殿御書は、<228>よりも後に記されたと見るべきであろう。さらに「物を御覧ぜよ」については同じく建治三年の年9月の<262>崇峻天皇御書に

今宜<sup>ラ</sup>世にをはして物を御覧あれかし。

とあり<sup>28)</sup>、今しばらく現実社会に踏みとどまってさらに先を見よ、と述べている。実際、この建治3年に始まった疫病の流行が、年を越えた建治4年=弘安元年にはさらなる大流行を見せ、三災は容赦なく襲いかかってきて、そのことが金吾自身の人生にも大きく関わってくるのである。

さて、<228>には「さきにもうせしやうに蒙古国のよするまでつゝしませ給<sup>フ</sup>なるべし」とあるが、「さきに申せしやうに」に該当する消息がある。<220>四条金吾釈迦仏供養事(系年は<228>の系年と同じく、日奥が建治3、日通が文永11年とする他はすべて建治2年とす)に

かうつゝませ給はんほどに、むこ(蒙古)人もよせなんどし候わば、人の心又さきにひきかへ候べし。かたきを打<sup>ツ</sup>心とどまるべし。

とある<sup>29)</sup>のがそれである。<228>が建治2年(9月6日)であれば、本抄<220>も同じ建治2年(7月15日)でなければならない。

#### <219>四条金吾殿御返事1143

本抄の本満寺本には年号がなく、日諦以降、建治2年(6月27日)に系年されてきた。本文末に

ただ女房と酒うちのみて、南無妙法蓮華經ととなへ給へ。

とある<sup>30)</sup>。もし建治2年の系年が正しければこれは、前述の<220>四条金吾釈迦仏供養事より、約半月前のものであったことになる。しかし、同一人物に対して20日以内に続けて手紙を出すのは異例である。故に当抄の系年は再考が必

要となる。上記とほぼ同内容の表現がある。文永11年9月26日付け<152>主君耳入此法門免与同罪事に

いよいよにくむ人人ねらひ候らん。御さかもり、夜は一向に止~~メ~~給へ。只女房と酒うち飲~~ン~~でなで不足あるべき。

とあるのがそれである<sup>31)</sup>。<219>の「ただ女房と酒うちのみて」は、これを受けてのものであったと見るべきであろう。であれば、本抄はそれより約9ヶ月後の建治元年の著述であると見るのが妥当である。なお、<188>四条金吾殿御返事を通説の通り建治元年（7月22日）とすると、これは当抄よりほぼ1ヶ月離れているので問題はない。よって、本抄は建治元年に系年を改めるべきであろう。

<245>四条金吾殿御返事（八風抄）1150及び<347>四条金吾殿御返事1192

<245>八風抄には（断片3行の真蹟あり）金吾の所領の問題が記されていて所領の間の御事は上よりの御文ならびに御消息、引~~キ~~合わせて見候畢~~ヌ~~。此事は御文なきさきにすいして候。上には最大事とをほしめされて候へども、御きんずの人人のざんそうにて、あまりに所領をきらい、上をかるしめたてまつり候。

とある<sup>32)</sup>。これは金吾が主君江間氏より提示された所領替えのことを断ったことに対して、同僚から讒言を被ったことを示している。その内容は前述の<228>には、主君からの所領替えの話を断るべきことを記して

それがしは身は時によりて臆病はいかんが候はんずらん。只今の心はいかなる事も出来候はば、入道殿の御前にして命をすてんと存~~シ~~候。若やの事候ならば、越後よりはせ上らんは、はるかなる上、不定なるべし。たとひ所領をめさるゝなりとも、今年はきみをはなれまいらせ候べからず（中略）と高声にうちなりの居させ給へ。

とある<sup>33)</sup>通りである。つまり、今所領が替わったなら、この大事な時期に主君の側を離れることになり、いざという時忠義が果たせないが故に、所領を辞退させていただくのである、と明言すべきというアドヴァイスであり、その通り

(10)

に実行した金吾に対して、「主君から賜る所領を断るとはよほどの所領嫌いである」と同僚は揶揄して讒言し、中傷された金吾の立場が危うくなり、さすがに自信を喪失しかねない逆境にあった彼に対して激励した手紙が八風抄であった。とするならば、本抄の執筆は建治2年9月以降ということになるが、その時期をより絞りこむことが可能と思われる。

その際の資料となるのが、前述11月23日付けの<199>観心本尊得意抄に「委細申し度く候と雖も、心地違例して候ほどに省略せしめ候<sup>34)</sup>」とある記述である。建治2年の11月下旬に日蓮はこのように体調の不備を訴えており、その前後数ヶ月にわたって御本尊の執筆が見られない。このことを考えると、八風抄の執筆は、この得意抄よりも少し前に記されたはずである。本抄冒頭には

はるかに申し受け給川候はざりつれば、いぶせく候つるに

とあり<sup>35)</sup>、その前の9月6日より、かなり期間があいていたと思われる。しかし、「心地違例」とする得意抄よりはやや前であったと見られ、恐らくは(建治2年)11月の初～中旬くらいであったと推定できる。金吾のことが気がかりであった日蓮にとっては、2ヶ月ほどの音信の空白が、「はるかに」と感じられる長さであったのではなかろうか。

次に、「先度強敵ととりあひにつひて」とあり「十月二十三日」という日付けのある<347>四条金吾殿御返事の系年を考察する。本抄は真蹟がなく、本満寺本があり、日通が弘安元年とする他は日諦以下、弘安2年とし、これが定説化している。しかしながら、弘安2年は10月1日の聖人御難事に余りにも近く、また弘安元年は日蓮の病状が危機に瀕していて、いずれも本抄の執筆時ではあり得ない。本抄では、敵に狙われて一命を取り留めた金吾に対して

兵法剣形の大事も此妙法より出たり。ふかく信心をとり給へ。あへて臆病にては叶ふべからず候。

と記している<sup>36)</sup>。細心の注意を、と繰り返してきたこれまでの指導が一転して、臆病であっては敵に打ち勝てないと、より積極的な、いわば責めの姿勢が強調されているのである。しかし、まだ難が去ったわけではなく、引き続き用心を

怠らぬよう、激励する。建治4年になると、日蓮は激しい下痢を伴う病になる。10月には金吾自身が看護のために身延を訪問するが、その帰りの道中についても無事にたどり着けることを、日蓮は心より心配していた。そういう状況を考えると、本抄の執筆時として適合するのは、建治3年（10月23日）のみであり、これが本抄<347>の執筆時であった。

<160>四条金吾殿女房御返事1134及び<327>日眼女造立釈迦仏供養事1187

まず、<160>四条金吾殿女房御返事は、真蹟5紙断片が現存し、録内御書に収録されている。系年については日通が弘安2年とする他、日諦以下は文永12（1275）年とする。本文中に

今三十三の御やくとて、御ふせをくりたびて候へば  
とあり<sup>37)</sup>、四条金吾夫人がこの時点で33歳であったことがわかる。一方、日眼女造立釈迦仏供養事には冒頭に

御守書きてまいらせ候。

とあり<sup>38)</sup>、さらに

今の日眼女は三十七のやくと云云。

とある<sup>39)</sup>。同抄は通説では弘安2（1279）年（2月2日）に系年されていて、異説がない。もし、同抄の系年が正しく、かつ日眼女が四条金吾夫人のことであれば、<160>は通説のように文永12年となるはずである。

ところで、『集成』10巻の御本尊集によれば、弘安3年2月に「日眼女授与之」と授与書が記される本尊番号<72>の御本尊が存在する（向丘長元寺蔵）。高木豊氏は、四条金吾夫人は文永12（1275）年に厄年の33歳であったのだから、37歳となるのは弘安2（1279）年でなければならず、弘安3年2月に御本尊を授与された当年37歳の日眼女とは別人物であり、日眼女は金吾夫人より1つ年下の女性であったと理解したのである<sup>40)</sup>。高木説については後で論及するが、日眼女が四条金吾夫人でないとするこの大胆な説には、確かな根拠が見出せないのである。

そこで、先に日眼女抄の系年を検討する。そこには系年確定のための重大な

(12)

鍵がある。本抄には、当時の日本の男女の人口を記して

此日本には男は十九億九万四千八百二十八人、女は二十九億九万四千八百三十人也。

とある<sup>41)</sup>。これと同じ数字の現れる御書がある。即ち前述した弘安3年の秋元御書において、日本の人口と寺院数と神社の数がセットで記されており、人口については

人数ハ四十九億八万九千六百五十八人也。(中略) 男ハ十九億九万四千八百二十八人、女ハ二十九億九万四千八百三十人也。

とある<sup>42)</sup>。1万1千余という(修正された)寺院数と日本の人口とを初めて、しかもセットにして記したのが弘安3年1月の秋元御書であった。また男女別の人口について記すのは、今日知られる限りでは秋元御書と本抄のみである。

ところが、弘安3年の5月の新池殿御消息<sup>43)</sup>、11月の謙暁八幡抄等では、男女を合計した数値がいずれも4,994,828人となっている。このことを考えると、日蓮は5月までに人口について再考し、別の資料にも当たって、数値を改めたと推測される。とするならば、日眼女抄に記される人口は改める前の数値であったことになり、弘安3年5月の新池殿御消息よりは前に記されたことになる。ここで、本尊番号<72>の日眼女授与の御本尊の日付けが弘安3年2月であったことと照らし合わせると、日眼女抄がこの御本尊と同時に授与されたとして矛盾なく理解でき、それが弘安3年2月2日であったのである。それは1月27日の秋元御書より5日後であり、先に考察した新池殿御消息及び四菩薩造立抄に先立つこと3ヶ月の時であった。

さて、日眼女抄の贈られたのが彼女が37歳の弘安3(1280)年2月であれば、日眼女が33歳であったのは建治2(1276)年であったことになる。前述したように、高木氏<sup>44)</sup>は、建治2年8月に著された御守り本尊が日眼女の33歳のときの御守り本尊であると推測するが、論拠薄弱である。日眼女抄は2月初旬に著されたのであれば、33歳の折りの御書もそれに近い時期に記されると見るのが自然であろう。そして、四条金吾夫人33歳の1月27日に著された<160>四条金吾殿女房御返事が建治2年の著述であると理解するなら、四条金吾夫人が即ち

日眼女に他ならないことも確認できるのである。日諦は日眼女抄を弘安2年（日眼女37歳）とする説によって<160>を文永12年（日眼女33歳）にしたのであって、日眼女抄が弘安3年と確定すれば、当然<160>四条金吾殿女房御返事も1年繰り下げて建治2年としなければならないのである。

以上の考察から、<160>四条金吾殿女房御返事が建治2年1月27日、日眼女造立釈迦仏事が弘安3年2月2日の著述であることが明瞭となった。

#### <340>四条金吾殿御返事1180

本抄は真蹟の中の7紙が身延に曾存したが、現在は日朝本がある。本抄には「大進阿闍梨死去の事」とあり<sup>45)</sup>、その系年が大進阿闍梨の死亡時の理解や、金吾の領地についての理解に関わってくる。系年については日奥が弘安3年、日通が弘安2年とする他は、日諦以下縮刷遺文に至るまで弘安元年（9月15日）としているが、昭和新修は弘安2年とし、昭和本は両説を併記し、岡元鍊城氏<sup>46)</sup>は弘安2年説を支持している。本抄に

度々の御所領をかへして、今又所領給はらせ給7と云々。此レ程の不思議は候はず。此偏に陰徳あれば陽れたる報ありとは此也。

とある<sup>47)</sup>。「陰徳あれば陽報あり」の箴言は建治3年の<262>崇峻天皇御書にも記されていて、そこには

仏法の中に内薰外護と申ス大なる大事ありて宗論にて候。法華経には、我深敬汝等、涅槃経には一切衆生悉有仏性。（中略）かくれたる事のあらはれたる徳となり候なり。

とあり<sup>48)</sup>、主君を守りゆくことの重要さを説いて「かくれたる事のあらはれたる徳となり」と述べている。そして、同じことを記す消息が弘安2年4月23日付け<331>陰徳陽報御書にも

申スやうだにもふれませ給7ならば、なをもなをも所領もかさなり、人のをばへのいできたり候べしとをばへ候。さきさき申候しやうに、陰徳あれば陽報ありと申して、皆人は主にうたへ、主もいかんぞをほせしかども、わどの、正直の心に主の後生をたすけたつまつらむとをもう心がうじやうに

(14)

して、すねん(数年)をすぐれば、かゝるりしやうにもあづからせ給フぞかし。此は物のはしりなり。

とある<sup>49)</sup>。ここに「さきさき申シ候しやうに、陰徳あれば陽報ありと申シて」とあるが、日蓮は「陰徳あれば陽報あり」については、過去複数回金吾に説いていたことがわかる。それが、崇峻天皇御書と本抄であった、と見るのが自然であると思われる。もし、本抄が弘安2年であったとするならば、「さきさき申シ候しやうに、陰徳あれば陽報ありと申シて」と記した陰徳陽報御書の9ヶ月後に、再度「此偏に陰徳あれば陽れたる報ありとは此也」と記したことになり、くどい表現となって、流れとしても不自然である。

なお、本抄を弘安2年に系年した理由の一つとして考えられるのが

銭一貫文給て、頼基がまいらせ候とて、法華経の御宝前に申シ上て候。

とある<sup>50)</sup>「法華経の御宝前に」の表現である。これは弘安2年11月<354>中興入道消息をはじめとして、弘安2年以降に多くみられる表現であることは確かである。しかし、この表現が現れるのは鈴木一成氏も認める通り<sup>51)</sup>弘安元年からである。弘安元年(7月7日)に確定される<299>種種物御消息に

みなみな(種種)のものをくりて法華経にまいらせて候。

とあり<sup>52)</sup>、また、定本で弘安元年(10月21)に系年する<311>初穂御書(『集成』9巻268-9頁)には

(前欠)石給てはつを(初穂)たるよし。法華経の御宝前へ申シ上て候。

とある<sup>53)</sup>。本抄の花押を見るに、小林正博氏のいうボロン〇型で、弘安元年か2年のものと見られ<sup>54)</sup>、定本のいう通り弘安元年の可能性は充分にある。次に、同じく定本で弘安元年(12月21日)に系年する<324>十字御書(『集成』5巻37頁)に

十字三十。法華経の御宝前につみまいらせ候ぬ。

とあり<sup>55)</sup>、真蹟では、その花押がボロン字の初期のものであることが分かる。ボロン字ではあるが、それ以外の部分はバン字最末期の<283>檀越某御返事と酷似していて、これは、まぎれもなく弘安元年のものである<sup>56)</sup>。以上から、「法華経の御宝前に」という表現は既に弘安元年の下半期には始まっていることが

明かで、これは弘安2年説の論拠とはなり得ない。

さて、本抄は日明・日諦によって弘安元年と系年されていたにもかかわらず、大進房と大進阿闍梨とを同一人物とした浅井要麟説によって弘安2年と改められたのであるが、岡元鍊城氏は、自身の見解に基づいて、浅井氏の誤解を指摘しながらも、本抄が弘安2年であるという論証の手続きを経ないでまま、<385> 兩人御中御書との関連で、本抄系年を弘安2年とした<sup>57)</sup>。兩人御中御書は、「故大進阿闍梨」と記した8月17日付け<339> 曾谷殿御返事が弘安2年であることを前提とした論であるから、曾谷抄が弘安3年以降のものである<sup>58)</sup>とすると、その支えを失ってしまうのである。

次に、本抄を弘安2年と認め難いという理由として、熱原の法難について全く触れていないということが上げられる。もし本抄が弘安2年の9月の著述であったなら、それは聖人御難事のわずか半月前となり、半月の間に2度同一人物に手紙が記されるのは異例であり、それなりの理由があつてしかるべきであるが、両者の関連が見出せない。

さらに、本抄を弘安元年と見なければならぬ重大な理由がある。それは本抄末に

日蓮が死生をばまかせまいらせて候。全く他のくすしをば用とまじく候なり。

とある<sup>59)</sup> 背景の理解からくる。日蓮は建治3年の12月末日より下痢の症状がひどくなり、弘安に改元後の4月末頃、深刻な事態を迎えるのであるが、四条金吾による投薬治療等が功を奏し、6月下旬には一旦回復したのであつて、金吾が日蓮の命を救ったとさえ言えるであろう。その後、9月中旬になると本尊問答抄等の執筆があるが、これを終える中旬くらいから、再び体調に異変が生じたと推測される。弘安元年ではその後、閏10月の中旬までに記された御書及び御本尊の書写は確認できない<sup>60)</sup>。病状が深刻さを増しつつあるそうした時だからこそ、日蓮は「他のくすしをば用と候まじく候」と明言したのだと思われる。金吾からは、使者を通じての打診もあつたと推測される。そして実際に金吾は本抄を受け取った後に、自ら身延を訪れたのであつて、その看病の甲斐あつて、

(16)

10月中には危機を脱し、閏10月には再度健康を取り戻した。故に、「日蓮が死生をばまかせまいらせて候」についても、弘安元年のこの時期にこそふさわしい表現であって、弘安2年であればその言葉の重みが失われるであろう。

<312>四条金吾殿御返事（所領書）1183

本抄には真蹟が現存せず、平賀本がある。本抄中には金吾が新領地を賜ったことを記しており、日諦・日明・縮遺・新修・定本は系年を弘安元年とする。日付については高祖遺文録には「弘安元戊寅年十月 日」とするが、平賀本及び録内御書には記されておらず、10月であることの論拠は不明である。

まず、本抄が弘安元年10月であることの可能性について考える。前述したように、この時点では日蓮はやせ病を病んでおり、その病状については、9月下旬より10月にかけては重篤な事態にあり、回復を見せるのは閏10月になってからである。したがって、長文（定本で3頁弱）にわたる本抄の執筆はまず不可能であった。また、前述したように、この年の9月15日に<340>の書を送っており、その時にも「錢一貫文」が供養されており、本文中にも「錢一貫文」の供養が記される。わずか1月後にこうした額の供養がされることも、他の例と比して、考え難いことである。まして、前述のような病状からしても、本抄の執筆時として弘安元年10月は除外されるのである。

本抄によれば、金吾は主君より新たな所領を賜わり、そのことを含めて日蓮から祝福を受けている。本抄の系年を得るためには、そのような状況に至った背景を考察しておく必要がある。まず弘安元年9月15日の時点で

いくそばくのざんげんこそ候らん、度々の御所領をかへして、今又所領  
給らせ給ふと云云。此程の不思議候はず。此偏に陰徳あれば陽れたる報ありとは此也。

とあり<sup>61)</sup>、この9月半ばの時点で金吾を取り巻く状況のうち、主君との関係については好転していたかに見える。しかし、金吾とその同僚たちとの関係についてはむしろ更に危機が深まっていた。その2ヶ月後の閏10月22日の<316>四条金吾殿御返事では、日蓮の看病を終えて帰国した金吾に対して

是より後はおぼろげならば御渡りあるべからず。大事の御事候はば御使にて承り候べし。返ヌ返ヌ今度の道はあまりにもおぼつかなく候いつる也。

敵と申す者はわすれさせて、ねらふものなり

と記しており<sup>62)</sup>、閏10月下旬においても、状況は決して安穩ではなかった。ところが、弘安2年4月の<313>不孝御書（これは<331>陰徳陽報御書に接続する）には

所領もひろくなりて候わば我りやう（領）へも下シなどして一身すぐるほどはぐくませ給へ。

とあり<sup>63)</sup>、前年よりさらに領地が広がったことを記し、弘安2年になると、金吾の周辺は落ち着きを取り戻していたことが窺われる。だからこそ、「さきさき申し候しやうに、陰徳あれば陽報ありと申して」という祝福の内容が重ねて記されたのではないか。つまり、弘安元年閏10月の段階よりもさらに一歩前進しているのである。そして、その不孝御書よりも後に記されたのが<312>四条抄であったと判断される。故に、本抄が弘安2年の著述であったことは疑いないと思われる。

さて、所領書中には、賜った所領について

かの処は、とのか（殿岡）【の】三倍とあそばして候上、（中略）三箇郷の内にかだと申すは第一の処也。（【の】は録内及び遺文録にはないが、縮遺が付け、昭和新修が踏襲）

とあり<sup>64)</sup>、いかだ（現在の長野県飯田市伊賀良と思われる<sup>65)</sup>）の内の殿岡が新領地として江間氏より四条金吾に下賜された。その後には

どうれいといひ、したしき人々と申し、すてはてられてわらひよろこびつるに、とのかにをとりて候処なりとも、御下シ文は給たく候つるぞかし。まして三倍の処也と候。

とある<sup>66)</sup>。同僚や親しい人々も、金吾が主君から見捨てられたことを喜んでいたのであるから、たとえ賜った所領がその殿岡よりも悪い処であったとしても、下賜を記す下し文については有り難く頂くべきである。まして、以前の領地の3倍もの所で、多くの収穫が見込まれるよい土地であるというのである。

(18)

なお、弘安元年閏10月の<316>四条金吾殿御返事には

今月二十二日、信濃より贈られ候し物の日記、錢三貫文、白米能米俵一・餅五十枚・酒大筒一・串柿五把・石榴十。

とある<sup>67)</sup>。ここから、弘安元年閏10月の時点では、既に信濃に金吾の領地(殿岡は含まない)が存在していたことがわかる。2年後、弘安3年10月の<384>四条金吾殿御返事<sup>68)</sup>には

殿岡より米送り給ひ候。

とあり<sup>69)</sup>、(弘安2年に賜った殿岡を含めて)引き続き金吾の領地として定着していたことが知られる。金吾は、新たな領地からの初めての収穫を、真心込めて日蓮に届けたのであろう。領地替えが弘安2年の何月頃に行われたかは不明であるが、もともと信濃にあった領地の近辺にあった殿岡を新領地として得たのは、恐らくは稲の収穫後であろうから、十月は実際の時期に近いかと思われる。以上から、本抄執筆時は弘安2年10月頃と判断される。

## むすび

本稿で扱った諸御書の系年は以下の通りである。

- <199>972 観心本尊得意抄→建治2年12月13日
- <389>978 富木殿御返事→弘安4年11月29日
- <310>980 常忍抄→弘安2年10月1日
- <335>987 四菩薩造立抄→弘安3年5月17日
- <367>991 諸経と法華経の難易の事→弘安2年5月26日
- <188>1139 四条金吾殿御返事=建治元年7月22日
- <219>1143 四条金吾殿御返事→建治元年6月27日
- <220>1144 四条金吾釈迦仏供養事=建治2年7月15日
- <228>1148 四条金吾殿御返事=建治2年9月6日
- <245>1150 四条金吾殿御返事→建治2年11月頃
- <347>1192 四条金吾殿御返事→建治3年10月23日
- <160>1134 四条金吾殿女房御返事→建治2年1月27日

- <327>1187 日蓮女造立釈迦仏供養事→弘安3年2月2日  
 <340>1180 四条金吾殿御返事=弘安元年9月15日  
 <312>1183 四条金吾殿御返事→弘安2年（10月？）

## 注

- 1) 拙稿「身延期における日蓮の健康状態の推移—建治～弘安年間—」（印度学仏教学研究）予定。
- 2) p 973、定 p 1121
- 3) p 973、定 p 1121
- 4) p 1388、定 p 1390
- 5) 『日蓮聖人真蹟集成』（立正安国会篇、法蔵館刊）第10巻、本尊集を参照。建治2年5月以降では8月に3幅<38>～<40>が書写された以外は、翌建治3年の1月までは御本尊書写が見られない。
- 6) 小林正博「日蓮文書の研究（3）」（『東洋哲学研究所紀要』23、2007）
- 7) 岡元鍊城「日蓮聖人書状『富木入道殿御返事』（『稟権出界抄』）系年考」『日蓮聖人遺文研究第二巻』所収。
- 8) p 981、定 p 1590
- 9) p 1190、定 p 1673
- 10) 注1の拙稿を参照。
- 11) p 987、定 p 1647
- 12) 拙稿「御書の系年研究（その2）」（『東洋哲学研究所紀要』22、2006）を参照。
- 13) p 1331、定 p 1713
- 14) p 1519、定 p 882
- 15) p 1517、定 p 879
- 16) p 1072、定 p 1731
- 17) p 1372、定 p 748
- 18) p 370、定 p 1580
- 19) <236>破良観等御書には「まちうど（町人）等をかたらひて、数万人をもんて、夜中にをしよせ失ハとせしほどに、十羅刹の御計元にてやありけん、日蓮其難を脱レしかば」とある。これは「一万人になんなんとする」多勢で、ということ強調する表現と言える。下山抄では同じ状況を記して、「夜中に日蓮が小庵に数千人押し寄せて」とある。これは、必ずしも数の単位に大まかである、ということではなく、状況に応じての使い分けであろうと思われる。
- 20) p 989、定 p 1650
- 21) 新池殿御消息が弘安3年のものであったことについては、注12の拙稿を参照

( 20 )

- 22) p 1438、定 p 1644。前稿「御書の系年研究 (その 1)」(『東洋哲学研究所紀要』21、2005) では、筆者は新池殿御消息及び四菩薩造立抄共に弘安 2 年とする前提に立っていたが、両抄は共に弘安 3 年に系年を移さねばならなくなった。結果として 5 月前半の時期に日蓮が風邪を患っていたという推定は、正しかったことになる。
- 23) p 992、定 p 1752
- 24) 拙稿「花押による日蓮遺文の系年考」(『愛媛大学人文学論叢』、11、2009 予定) を参照。
- 25) p 1149、定 pp 1258-9
- 26) 注 12 の拙稿を参照。
- 27) p 1177、定 p 1440
- 28) p 1173、定 p 1395
- 29) p 1147、定 p 1188
- 30) p 1143、定 p 1181
- 31) p 1133、定 p 834
- 32) p 1150、定 pp 1301-2
- 33) p 1150、定 p 1259
- 34) p 973、定 p 1121
- 35) p 1150、定 p 1301
- 36) p 1193、定 p 1686
- 37) p 1135、定 p 857
- 38) p 1187、定 p 1623
- 39) p 1187、定 p 1623
- 40) 高木豊「日蓮と女性檀越」(宮崎英修先生古希記念論文集刊行会編『日蓮教団の諸問題』1983、所収) を参照。御本尊集によれば、建治 2 年 8 月に「亀若守也」「亀弥守也」「亀姫守也」と授与書の記された御本尊があり、このうちのどれかが日眼女の 33 歳のときに与えられた守り本尊であろうと推測する。
- 41) p 1188、定 p 1625
- 42) p 1072、定 p 1731
- 43) 新池殿御消息が弘安 3 年であったことについては、注 26) 拙稿を参照。
- 44) 注 40) を参照。
- 45) p 1182、定 p 1668
- 46) 岡元鍊城前掲書。
- 47) p 1180、定 p 1665
- 48) pp 1170-1、定 p 1391
- 49) p 1178、定 p 1638
- 50) p 1180、定 p 1665
- 51) 『日蓮聖人遺文の文献的研究』 p 405 を参照。

- 52) p 1547、定 p 1529
- 53) 定 p 1582
- 54) 注 6 に同じ。
- 55) 定 p 1620
- 56) 檀越某御返事バン字の長伸型であるが、このバン字がボロン字に変わっているが、他はそれ以前の花押の形態をひき継いでいる。
- 57) 岡元鍊城「日蓮聖人遺文系年考——『兩人御中御書』——」（同氏『日蓮聖人遺文研究』第 1 巻、1992）を参照。岡元氏は、兩人御中御書に「故大進阿闍梨の坊は各々の御計光に有べきかと存候に、今に人も住せずなど候なるは、いかなる事ぞ」とあるのは、弘安 2 年（10月20日）の時点で記されたとし、大進阿闍梨の死去がその 2 月前であると解した。
- 58) 拙稿「『釈摩訶衍論』に説く輪陀王説話の展開」（愛媛大学人文学会『人文学論叢』10、2008）を参照。
- 59) p 1182、定 p 1668
- 60) 弘安元年 8 月に 2 幅<53><54>が顕されて以来、10月19日に<56>の御本尊が顕されるまでの 3 ヶ月は執筆が見られない。
- 61) p 1180、定 p 1665
- 62) pp1185-6、定p1601
- 63) 定 p 1595
- 64) p 1183、定 p 1593
- 65) このことについては、長野県在住の滝澤主税氏より教示を賜った。
- 66) p 1183、定 p 1593
- 67) p 1185、定 p 1600
- 68) 本文中に「当山に入りて已に七年の春秋を送る」とあり、当抄が弘安 3 年の著述であることが知られる。
- 69) p 1193、定 p 1799

（わかえ けんぞう・委嘱研究員）

A Chronological Study of Nichiren's Writings ( 5 )  
—— Letters to Mr.Toki & Mr.Shijo ——

Kenzo Wakae

In this study, I proved that 'The Four Bodhisattvas as the Object of Devotion (p.987)' was written in the 3rd (not 2nd) of Koan (1280). So we can confirm that 'A Comparison of the Lotus and Other Sutras (p.991)' was written in the 2nd (not 3rd) of Koan (1279).

And Letters to Mr.Shijo — 'The Further the Source, the Longer the Stream (p.1180)' was written in the 1st of Koan (1278), not in the 2nd of Koan, so we can confirm that Daisihn—Ajari died before 9th of October 1278. And 'Concerning the Stature of Shykamuni Buddha Fashioned by Nichigen-nyo (p.1187)' was written in the 3rd of Koan. 'The Receipt of New Field (p.1183) was written in the 2nd of Koan.